

1 はじめに

近年、都市化、少子高齢化、情報化、国際化等による社会環境や生活様式の急激な変化は、子どもたちの心身の健康に大きな影響を及ぼしており、いじめ、不登校、性の問題行動、薬物乱用、生活習慣の乱れなどの健康問題が深刻化している。さらに、自然災害や事件・事故に伴う子どもの心のケア、発達障害のある子どもへの支援、児童虐待の増加など健康関連の問題が多様化している。中でも児童虐待の増加は近年著しく、尊い子どもの命が奪われるなどの事件が後を絶たない状況であり、社会問題として早急な対応が求められているところである。

本来、自分を守り育ててくれる保護者等からの虐待は、子どもの心に大きな衝撃を与え、自己の存在に価値を見いだせないなど、その後の成長に大きな影響を与えるとともに、最悪なケースは子どもの命にもかかわる重要な問題である。

日常的に子どもにかかわる学校や教職員は、虐待を発見しやすい立場にあり、「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、児童虐待防止法とする)においても、学校・教職員が児童の福祉に業務上関係のある他の団体・職と同様、虐待防止等に関する一定の役割を担うこととしている。また、虐待を受けた子どもの年齢構成をみると、「学齢期(小学校、中学校、高等学校等)」に発見されているものも多く(図-4)、学齢期に至るまで発見されていないケースもあるという問題も含んでいる。

このような状況の中、児童虐待の早期発見、早期対応において学校が果たす役割への期待もより大きくなっており、学校における児童虐待への対応の充実を図ることが重要となっている。

2 児童虐待の現状（平成17年度）

(1) 児童相談所における児童虐待相談対応件数

平成17年度の厚生労働省の調査によると、全国の児童相談所の相談対応件数は34,472件であり、平成2年度の1,101件に比べると約30倍に当たる（図-1）。また、児童虐待防止法施行前の平成11年度と比べると約3倍であり、年々増加している。16年度に大幅に増加したのは、平成16年度に児童虐待防止法が改正され、通告義務が「虐待を受けた」子どもから、「虐待を受けたと思われる」子どもまで拡大したこと、国民や関係機関に児童虐待の認識が高まったことなどが要因となっていると推測される。

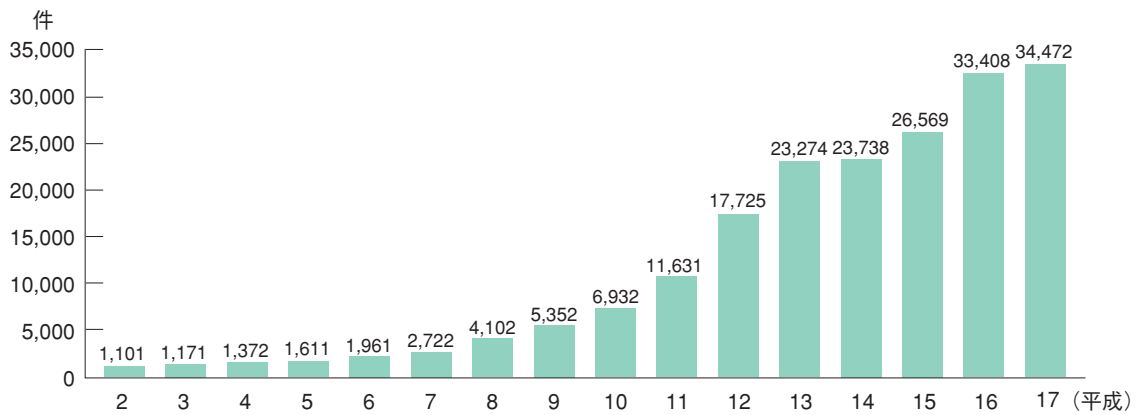


図-1 児童相談所における児童虐待相談対応件数（厚生労働省）

(2) 児童虐待の経路別相談件数

児童相談所に寄せられる虐待相談の経路は、学校からの相談が家族に次いで多くっており、①「家族」5,368件（16%）、②「学校等」5,073件（15%）、③「近隣知人」4,807件（14%）の3つの経路で全体の45%を占めている（図-2）。

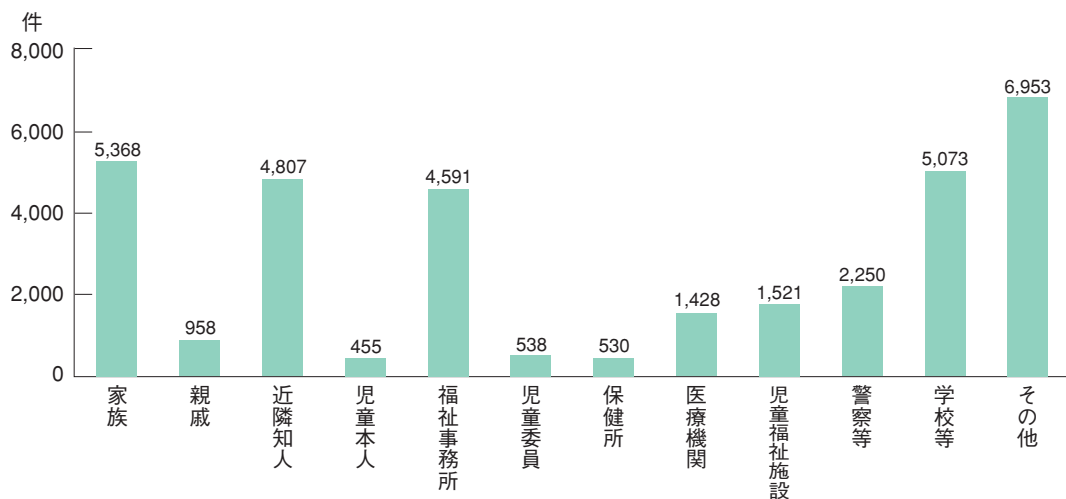


図-2 虐待の経路別相談件数（厚生労働省）

(3) 児童虐待の相談内容別件数

虐待の相談内容別件数は、「身体的虐待」が14,712件（42.7%）で最も多く、次いで「ネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）」12,911件（37.5%）、「心理的虐待」5,797件（16.8%）、「性的虐待」1,052件（3.1%）である（図-3）。

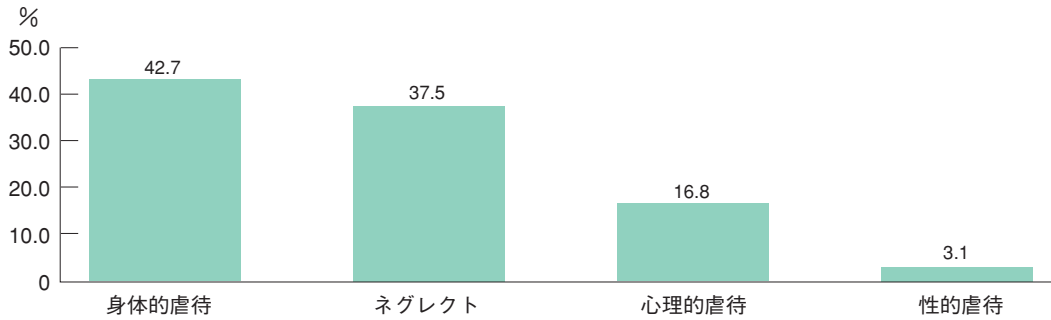


図-3 虐待の内容別相談件数（厚生労働省）

(4) 虐待相談の年齢構成

虐待相談の年齢構成の割合は、「0歳～3歳未満」6,361件（18.5%）、「3歳～学齢期前」8,781件（25.5%）、「小学生」13,024件（37.8%）、「中学生」4,620件（13.4%）、「高校生・その他」1,686件（4.9%）である（図-4）。

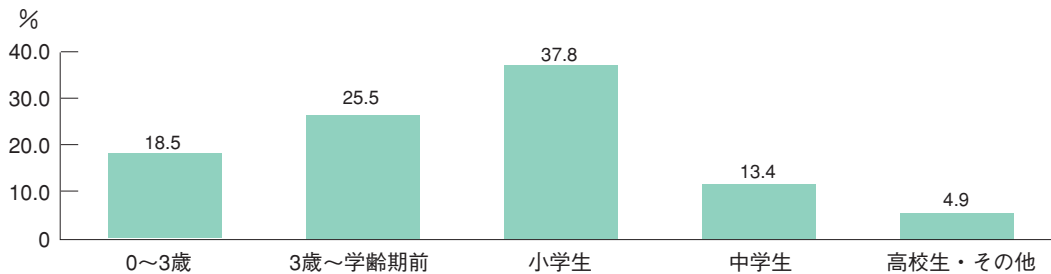


図-4 虐待相談の年齢構成（厚生労働省）

(5) 児童虐待の加害者の内訳

虐待の加害者の内訳は、「実母」が21,074件（61.1%）で最も多く、次いで「実父」7,976件（23.1%）であり、実の親が80%以上を占めている。

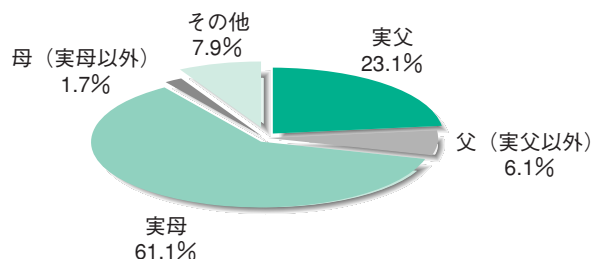


図-5 児童虐待の加害者の内訳

3 児童虐待の対応に果たす学校及び養護教諭の役割

(1) 学校の役割

児童虐待防止法においては、学校及び教職員に求められている役割として

- ① 児童虐待の早期発見に努めること（努力義務）【第5条】
- ② 虐待を受けたと思われる子どもについて、児童相談所等へ通告すること（義務）【第6条】
- ③ 虐待を受けた子どもの保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）【第8条】
- ④ 虐待防止のための子どもへの教育に努めること（努力義務）【第5条】

等について規定されている。

また、地方公共団体等の講ずべき措置としても、

- ① 学校の教職員等に対する研修等（責務）【第3条】
- ② 虐待を受けた子どもに対する教育内容・方法の改善・充実（義務）【第13条の2】

等が明記されている。

学校が、虐待防止等に向けた役割を果たしていく上では、教職員一人一人が「様々な問題の背景には、児童虐待があるかもしれない」という認識をもって当たることが重要である。また、児童虐待への対応に当たっては、教職員の情報を集約し、組織的に対応できる校内組織体制づくりが必要であるとともに、地域の関係機関との連携を強化していく必要がある。そのためには、校長のリーダーシップが極めて重要である。

(2) 養護教諭の役割

養護教諭の職務は、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動など多岐にわたる。全校の子どもを対象としており、入学時から経年的に子どもの成長・発達を見ることができるとともに、職務の多くは担任をはじめとする教職員、保護者等との連携のもとに遂行される。さらに、活動の中心となる保健室は、誰でもいつでも利用でき、子どもたちにとっては安心して話を聞いてもらえる人がいる場所でもある。

養護教諭は、このような職務の特質から、児童虐待を発見しやすい立場にあると言える。例えば、健康診断では、身長や体重測定、内科検診、歯科検診等を通して子どもの健康状況を見ることで、外傷の有無やネグレクト状態であるかどうかなどを観察できる。救急処置では、不自然な外傷から身体的な虐待を発見しやすい。

また、体の不調を訴えて頻回に保健室に来室する子ども、不登校傾向の子ども、非行や性的な問題行動を繰り返す子どもの中には、虐待を受けているケースもある。養護教諭は、このような様々な問題を持つ子どもと日常的に保健室でかかわる機会が多いため、そのような機会や健康相談活動を通して、児童虐待があるかもしれないという視点を常にもって、早期発見、早期対応に努めていく必要がある。